

福岡市独自の支援策のお知らせ

新型コロナウイルスの影響を受ける市内の事業者に対して、福岡市独自の緊急支援を行います。

店舗等への支援 賃料の5分の4

①4/7~5/6 上限50万円
②5/7~5/31 上限30万円

県の要請を受け、休業した施設や休業・時間短縮営業した飲食店などの賃料を支援

・福岡市家賃支援相談窓口
092-739-8175 (毎日9時~18時)

【申請受付期間：①5/13~7/31、②5/27~7/31】

同一店舗での

不重
可複

休業等要請対象外施設への支援

法人:15万円、個人:10万円

※売上が30%以上減少した事業者

【申請受付期間：5/25~7/31】

県が定めた「事業の継続が求められる施設」に該当する施設への支援

※ 宿泊施設、飲食店（時短要請の対象となっていた店舗）、不特定多数の市民と接する機会がない施設（事務所、工場など）は除く。

・福岡市休業等要請外施設支援金相談窓口
092-288-2255 (毎日9時~18時)

文化・エンターテインメント事業者への支援

①無観客映像配信設備
②ウェブ配信動画制作 } の経費
上限50万円

①ライブハウス、劇場等、貸スタジオに対し、無観客映像配信等に係る経費を支援（経費の5分の4・上限50万円）
080-6449-6441、080-6449-6442 (平日10時~17時)

②アーティスト、イベント関連事業者に対し、ウェブ配信動画の制作費を支援（1作品につき上限50万円）
0570-000632 (080-6449-6443、080-6449-6444)
(平日10時~17時)

【申請受付期間：①5/1~6/30、②1次：6/1~15 2次：6/16~30】

宿泊事業者への支援

宿泊施設の消毒・除菌対応等経費
(規模に応じて1施設あたり最大50万円)

宿泊事業者（臨時休業中の事業者を含む）が4月7日から5月6日までに実施した安全対策の強化にかかる経費を支援

・福岡市宿泊事業者支援事務センター
092-451-3033、092-451-3027
(毎日9時30分~18時)

【申請受付期間：5/11~6/30】

飲食店への支援

テイクアウト実施の飲食店
(10万円)

5月7日から5月31日までにテイクアウト商品に割引などの特典を付けて販売いただく店舗を支援
※持ち帰り飲食サービス業、配達飲食サービス業、小売店除く

・地域の飲食店を支えるテイクアウト支援担当
092-711-4508、092-711-4459
(平日10時~18時)

申請受付は終了しました!

【申請受付期間：5/8~5/21】

6月11日現在の情報です

各支援策の詳細・最新情報はホームページをご確認ください。

https://www.city.fukuoka.lg.jp/shicho/koho/health/covid19_ji.html



福岡市 コロナ

検索

事業者向けの主な支援制度

	支援制度・窓口等	問い合わせ先
給付金（もらえる）	持続化給付金 前年同月比50%以上売上が減少した事業者 法人200万円、個人事業主100万円	【国】持続化給付金事業コールセンター 0120-115-570 8:30～19:00（土日祝日対応）
	福岡県持続化緊急支援金 前年同月比30%以上50%未満売上が減少した事業者 法人50万円、個人事業主25万円	【県】持続化緊急支援金 相談窓口 0570-094894 平日9:00～17:00
	雇用調整助成金 労働者の一時休業などにより 雇用維持を図った場合に休業手当等の一部を事業主へ助成	【国】福岡労働局 助成金センター 092-411-4701 平日8:30～17:15 【国】雇用助成金コールセンター 0120-60-3999 9:00～21:00（土日祝日対応）
	小学校休業等対応助成金・支援金 小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話のために ・従業員を休業させた事業主への支援 ・休業した個人事業者等への支援	【国】学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター 0120-60-3999 9:00～21:00（土日祝日対応）
融資（かりる）	福岡市商工金融資金制度 ・3年間無利子・無担保、保証料ゼロ 「新型コロナウイルス感染症対応資金」 （融資限度額3千万円、融資期間10年以内（据置期間5年以内）） ・セーフティネット保証4号（売上▲20%） ・セーフティネット保証5号（売上▲5%） ・危機関連保証（売上▲15%）	【市】中小企業サポートセンター（経営支援課） 092-441-2171 平日9:00～17:00 ※取扱金融機関 （お取引のある又は お近くの金融機関に ご相談ください。）
	日本政策金融公庫の特別貸付 ・実質無利子・無担保融資（特別利子補給） ・既往債務の借換も可能（実質無利子化） ・新型コロナウイルス感染症特別貸付 等 ・衛生環境激変対策特別貸付（旅館業、飲食店営業等） ・農林漁業セーフティネット資金農林漁業者向け	日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル 0120-154-505 平日9:00～17:00 土日電話相談専用ダイヤル（9時～16時） 小規模事業者・個人事業主 0120-112476 中小企業 0120-327790 農林漁業者等 0120-926478
猶予	税金、社会保険料の支払い猶予等 事業収入が減少し、納税が困難となった事業者について、無担保かつ延滞税なしで納税を猶予（法人税、消費税、固定資産税など）厚生年金保険料等を納付することが困難な時は換価・納付の猶予 ※詳しくは関係機関にご相談ください。	【国税】福岡国税局猶予相談センター 【県税】県税事務所 【市税】各区納税課、特別滞納整理課 【厚生年金保険料】年金事務所 【健康保険料】協会けんぽ加入は年金事務所 健康保険組合加入は組合
相談したい	事業者向け支援ダイヤル どのような支援が受けられるか分からない方の問い合わせに対し、利用可能と思われる 支援策の概要説明と問合せ先を電話で案内	事業者向け支援ダイヤル 092-401-0038 平日9:00～18:00
	事業者向け共同相談窓口 福岡商工会議所ビルに設置の共同相談窓口（総合受付3階） 福岡労働局、福岡商工会議所、福岡市の3者が連携して対応	福岡商工会議所 092-441-2161、092-441-2162 平日9:00～17:00（12～13時除く）

※申請期限
7月31日へ延長

6月11日現在の情報です
各支援策の詳細・最新情報はホームページをご確認ください。

福岡市 コロナ 検索